令和　年　月　日

鹿児島県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

鹿児島県地域課題解決型衛星データ利活用実証事業補助金における人件費に係る証明書

令和　　年　　月　　日付け第　　号の交付決定通知に基づき実施した，令和６年度地域課題解決型衛星データ利活用実証事業補助金に係る事業に要した人件費について，「鹿児島県地域課題解決型衛星データ利活用実証事業補助金に係る人件費の算出方法について（令和5年6月29日鹿児島県商工労働水産部新産業創出室）」に基づき積算した結果，下記のとおりであることを証明します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属 | 氏名 | 人件費（円） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 人件費合計 | |  |

※別添の証拠書類については，補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から５年間保存すること。

（別添）

鹿児島県地域課題解決型衛星データ利活用実証事業補助金における

人件費積算の証拠書類について

　標記における人件費は，以下のいずれかの手法に基づき積算することとし，各手法において証拠書類として必要になる資料は以下に示すとおりとする。

１　時間単価に基づき算出した場合の証拠書類

　・時間単価算出の根拠がわかる資料

　・出勤簿又はタイムカード等，勤務の実態がわかる資料

　・事業従事者ごとの業務日誌

　・勤務カレンダー

　・就業規則又は雇用通知書

　・給与明細又は賃金台帳

　・給与の支払が確認できる書類（銀行振込受領書，支払システム帳票等）

２　健保等級単価に基づき算出した場合の証拠書類

　・健保等級証明書

　　（標準報酬決定通知書，標準報酬改定通知書，標準報酬月額保険料額表　等）

　・出勤簿又はタイムカード等，勤務の実態がわかる資料

　・事業従事者ごとの業務日誌

　・就業規則又は雇用通知書

　・給与明細又は賃金台帳

　・給与の支払が確認できる書類（銀行振込受領書，支払システム帳票等）

* 上記証拠書類については，補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から５年間保存すること。